

あなたの 会社の登記は

大丈夫ですか？

・会社名・本店所在地・事業内容は正確に登記されていますか？

・役員の死亡・住所変更・任期満了等、すべて登記が必要です。忘れていませんか？

・監査役の監査の範囲の登記をご存知ですか？

・登記官の職権により解散の登記がされていませんか？

この機会に是非一度、ご確認ください。

長野県司法書士会

Q4

もし登記が間違っていたり、変更したいところがある、あるいは役員の任期が満了していた等の場合はどうしたらいいの？

いずれの場合も、早急に登記をする必要があります。変更事項については、会社法915条に『**変更から2週間以内に登記しなければならない**』と規定があります。この期間を超過しても登記が却下されることはありませんが、登記を怠ったとして、会社法976条により会社の代表者個人が過料(反則金のようなもの)の制裁を受けることがあります。

Q5

知らないうちに解散の登記がされることってあるの？

最後の登記(登記事項証明書・印鑑証明書の取得は含みません)から12年を経過している**株式会社**に対しては、法務局が官報公告と個別通知を行った上で、通知後も適切な手続がなされない場合、登記官の職権で解散登記がされてしまいます。

Q6

勝手に解散されたら大変だけど、どうしたらいいんですか？

法務局から通知が届いたら、『**事業廃止していない旨の届出**』と必要な登記をしましょう。

もし、解散登記がされてしまった場合は、登記されてから3年以内に限り、会社を継続できる手続がありますので、司法書士にご相談ください。

司法書士

に

ご相談・ご依頼ください

司法書士は不動産や会社等の登記手続を専門に行う国家資格です。会社の設立登記には始まり、設立後も役員変更、組織再編等ニーズに応じた変更や見直しの手続についても登記完了までアドバイスします。

お近くの司法書士をお探しの方は、長野県司法書士会のホームページ又は下記司法書士電話無料法律相談をご利用ください。

司法書士電話無料相談の案内

登記手続電話相談

026-232-9110

毎週月～金曜日 正午～午後2時

会社法務電話相談

026-232-2110

毎週月曜日 正午～午後3時

祝日、8月14日～16日、12月29日～1月3日を除きます。

長野県司法書士会

〒380-0872 長野市妻科399番地<裁判所正門前>
TEL (026) 232-7492 FAX (026) 232-6699
http://www.na-shiho.or.jp/

Q1 確認のためには 何を用意したらいいの？

まずは、下記資料をご用意ください

- ・定款（会社で保管されています【※】）
- ・現在の登記事項証明書（法務局等で取得できます）
- ・役員の現在の住民票・運転免許証
（現在の住所・氏名がわかる資料です）

【※】 ない場合は、司法書士にご相談ください

では、実際の登記事項証明書を見ながら 確認しましょう

Q2 商号・本店・目的は どのように登記されているの？

| | |
|----|----------------|
| 商号 | 〇〇〇〇株式会社 |
| 本店 | 長野県〇〇市〇町〇丁目〇番地 |

『商号』には会社名が、

『本店』には会社の住所が

記載されています。間違いがないか、
確認をしてください。

| | |
|----|--|
| 目的 | 1. 〇〇業 2. 〇〇の請負 3. 前各号に付帯する一切の業務 |
|----|--|

『目的』には会社の事業内容が記載されています。
事業拡大等により、記載されていない事業を
手がけている場合は、目的を追加する必要があります。

Q3 役員については、何を確認したらいいの？

| | | |
|----------|---------------------------------------|--------------------------|
| 役員に関する事項 | 取締役 ○ 野 ○ 夫 | 平成〇年〇月〇日重任 平成〇年〇月〇日登記 |
| | 取締役 ○ 山 ○ 郎 | 平成〇年〇月〇日就任 平成〇年〇月〇日登記 |
| | 長野県〇市〇町〇丁目〇番地 代表取締役 ○ 野 ○ 夫 | 平成〇年〇月〇日重任 平成〇年〇月〇日登記 |
| | 監査役 ○ 野 ○ 子 | 平成〇年〇月〇日重任 平成〇年〇月〇日登記 |
| | 監査役の監査の範囲を会計に関するもの に限定する旨の定款の定めがある | 平成〇年〇月〇日登記 |

チェック1

現在の取締役・代表取締役・監査役等が全員記載されているか、
既に辞められた方、亡くなられた方が登記されていないか、確認してください。

チェック2

役員の方の住所・氏名が正しいかどうか、確認してください。
できれば、最新の住民票等、公的書類で確認してください。

チェック3

右端に書かれている**就任・重任の日付**（日付が書かれていない場合は、会社成立の年月日）
に注目してください。

株式会社の場合、役員の任期は会社の定款で規定されていて、最長10年です。

同じ人が役員を続ける場合でも、任期が満了するごとに登記が必要です。

就任・重任日から計算して、任期が満了していないか、確認してください。【※】

【※】 任期の計算が難しい場合は、司法書士にご相談ください。

なお、有限会社は役員の任期はありませんので、任期の確認は不要です。

チェック4

監査役の監査の範囲が会計に関するものに限定されている**株式会社**の場合【※】、
平成27年5月以降、『**監査役**の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の
定款の定めがある旨』を登記する必要があります。現在、この登記がされて
おらず平成27年5月以降にはじめて監査役の登記をする場合は、忘れないよう
にしてください。

【※】 ご不明な場合は、司法書士にご相談ください。